

## 平成 31 年度の毎月の保育料について

来年度の保育料について、お知らせします。

その為には、新聞等で報じられている、平成 31 年度 10 月からの「幼児教育の無償化」について説明しなくてはなりません。現段階で不明なことだらけなのですが、今の時点で考えられることを、記しました。

### ●31 年 4 月～9 月 保育料など幼稚園に毎月支払う額

A	保育料	冷暖房費補助	絵本代	(バス維持費)	計
	26,000	350	420	(3,500)	26,770 (30,270)

◆この期間中は、従来通り、現在の国の就園奨励費補助と市町村の助成の制度が適用されます。

### ●31 年 10 月～ 幼稚園に毎月支払う額 ← 幼稚園教育の無償化が実施された場合

◆幼児教育の無償化は、本当に実施されるのか？

現内閣による方針ですので、現内閣が引き続き政権を担当し、かつ消費税が 10%に引き上げられることが前提です。この意味においても、予測困難な状況が残ります。

◆幼稚園教育の無償化の内容と、注意しておかなくてはならないこと

現在の補助金は、国の就園奨励費補助と市町村の助成の 2 種類があります。

現在、国の就園奨励費補助については、各家庭の前年度の住民税の額により 5 段階に分かれて補助されていて、その補助の最高額は、年額 308,000 円 (月額 25,700 円) です。

今までは補助額に差があったのですが、幼稚園教育の無償化においては、全家庭に一律 年額 308,000 円 (月額 25,700 円) が補助されるようになります。

この範囲内における無償化であり、完全無償化ではありませんので、ご注意ください。

◆無償化が実施された時の 毎月の保育料など (予想です)

B	保育料	冷暖房費補助	絵本代	(バス維持費)	計
	300	350	420	(3,500)	1,070 (4,570)

◆現時点で、無償化による月額 25,700 円が、どのように、どこに支払われるかは全く不明です。

幼稚園に毎月補助されれば、保護者の支払いは、上記 B  の額となりますが、現在の就園奨励費補助の支払われ方と同じであれば、一旦は保護者に A  でお支払い頂き、のちに保護者の通帳に、保護者の立て替え分の年額 308,000 円が振り込まれることとなります。

しかしながらその振り込みは、市町村を通じての作業ですので、年に 1 回の振り込みか、複数回になるかも不明です。(現在の就園奨励費の振り込みは、泉佐野市は 10 月翌 3 月の 2 回)

保護者の立替期間が長くないように、また現在のように市町村によるばらつきがないように、全私立幼稚園から政府に対し働きかけています。

◆立替の問題は残るにしても、無償化が実施されると、最終的に保護者が負担するのは、B  の額のみとなります。

◆給食費については、まだ不明ではありますが、国の方針が「個人が食するのだから、小学校と同じように、徴収すべきである」という方向にいく可能性があります。その場合、本園では毎月 1,500 円の徴収となりますので、上記 B における毎月の園への支払額は 2,570 (6,070) 円となります。

●遠足代など行事の費用は、各時点における徴収となります。

●市町村の助成との関係

◆田尻町は、本年度の 4 月から ほぼ完全無償化を実施しています。

就園奨励費の最高額の 308,000 円に 従来の田尻町独自の助成額 48,000 円を加えた 356,000 円を上限として、全家庭に補助しています。

◆泉佐野市でも 年額 54,000 円の市独自の助成があります。

◆国の 平成 31 年度 10 月からの「幼児教育の無償化」が実施された場合でも、今回の国の無償化には上限がありますので、市町村独自の助成も残してもらうように、お願いする所存です。

●預かり保育料の助成について

これも、幼稚園教育の無償化と関連する事柄ですが、幼稚園無償化が実施された場合、預かり保育に対しても、ある条件のもと、補助されます。

例えばお母さんが就労していて、新制度における2号認定相当と判断された場合、11,300円を上限として、補助されます。(認定などの方法を含め、詳しいことは、何も決まっていません。)

◎31年4月～9月の期間においては、現在の国の就園奨励費補助と市町村の助成の制度(下記の表)が適用されます。来年10月からの幼稚園教育の無償化が実施された場合、【I】国の就園奨励費補助金については、年収に関係なく全ての園児に308,000円が補助されることになります。

【I】国の就園奨励費補助金(満3・3・4・5歳児)

平成30年度実績

階層区分	年収(目安)	区分	補助金額	保護者負担額
第1階層 (生活保護世帯)	—	第1子	308,000円	
		第2子	308,000円	
		第3子	308,000円	
第2階層 (市町村民税非課税世帯) (市町村民税所得割非課税世帯含む)	～約270万円	第1子	272,000円	36,000円
		第2子	308,000円	
		第3子	308,000円	
第3階層 (市町村民税所得割 77,100円以下世帯)	～約360万円	第1子	187,200円	120,800円
		第2子	247,000円	61,000円
		第3子	308,000円	
第4階層 (市町村民税所得割 211,200円以下世帯)	～約680万円	第1子	62,200円	245,800円
		第2子	185,000円	123,000円
		第3子	308,000円	
第5階層 (市町村民税所得割 211,200円超世帯)	約680万円～	第1子	308,000円	
		第2子	154,000円	154,000円
		第3子	308,000円	

【変更点・留意点など】

- ①第2子であれば、どの階層であっても、少なくとも154,000円以上の補助が出るようになりました。
- ②第3子は、どの階層であれ、308,000円の補助であり、幼稚園教育無償化の第一歩となっています。
- ③第1子、第2子などの区分は、第1・2・3階層においては全ての兄弟姉妹で、第4・5階層においては小学校3年生以下の兄弟姉妹の中で数えらるゝと定められています。下記は第4・5階層での例です。  
例1 小3・年長・年少の兄弟の場合、年長児は第2子、年少児は第3子の欄の適用となります。  
例2 小4・年長・年少の兄弟の場合、年長児は第1子、年少児は第2子の欄の適用となります。
- ④308,000円の金額は、全国の私立幼稚園の「入園料と保育料の合計」の平均であり、その場合の保護者負担額を示しています。また補助額は、幼稚園の保育料(入園年は入園料との合計)を上回ることはありません。
- ⑤階層区分の市町村民税額ならびに年収は、夫婦と子供2人の標準世帯を目安にしています。
- ⑥ひとり親世帯等については、助成額が大幅に増額されますので、お問い合わせ下さい。

【II】市町村の助成金……所得制限なし

平成30年度実績

市町村	年額	備考
泉佐野市在住の満3・3・4・5歳児全員	54,000円	満3・3歳児への助成は、泉佐野市内の私立幼稚園に通園している場合に限りです
田尻町在住の満3歳児 →	48,000円	上記(1)の就園奨励費補助金と合わせて356,000円を上限として
田尻町在住の3・4・5歳児全員 →		
熊取町在住の満3・3歳児全員	24,000円	全ての家庭に支給されます
熊取町在住の4・5歳児全員	48,000円	本年度からほぼ全額無償化となっています
貝塚市在住の4・5歳児全員	44,400円	貝塚市のみ 平成29年度実績